

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、令和3年度調理師試験を次のとおり実施する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

1 試験実施日

令和3年10月17日（日）午後1時から午後3時まで

2 試験会場

静岡県立大学（静岡市駿河区谷田52-1）

3 試験科目

- (1) 食文化概論
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 栄養学
- (5) 食品衛生学
- (6) 調理理論

4 受験資格

学歴及び調理業務従事歴が次のいずれかに該当するものであること。

(1) 学歴

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者
- イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者
- エ 厚生省令で定めるところにより、前記イ及びウに掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 調理業務従事歴

次の施設又は営業で、出願日までに2年以上調理業務に従事した者

- ア 寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの
- イ 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）による改正前の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号又は第32号に掲げる営業
  - 飲食店営業（ただし、「自動販売機」を除く。）
  - 魚介類販売業（ただし、「行商」、「魚介類販売業（自動車）」及び「魚介類販売業（包装魚介類）」を除く。）
  - そうざい製造業
- ウ 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）による改正後の食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第4号、第25号又は第26号に掲げる営業（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

飲食店営業

魚介類販売業

そうざい製造業

複合型そうざい製造業

5 受験願書等必要書類

- (1) 調理師試験受験願書
- (2) 調理業務従事証明書
- (3) 令和3年度調理師試験出願者入力原票、令和3年度調理師試験整理票
- (4) 写真（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル出願前6か月以内のもの）
- (5) 調理業務従事証明者の印鑑登録証明書
- (6) 卒業証明書若しくは、修了証明書又は卒業証書

6 受験案内等の配布

配布保健所	所在地
賀茂保健所	下田市中531-1
熱海保健所	熱海市水口町13-15
東部保健所	沼津市高島本町1-3
東部保健所修善寺支所	伊豆市小立野66-1
御殿場保健所	御殿場市竈1113
富士保健所	富士市本市場441-1
中部保健所	藤枝市瀬戸新屋362-1
中部保健所榛原分庁舎	牧之原市静波447-1
西部保健所	磐田市見付3599-4
西部保健所掛川支所	掛川市金城93
西部保健所浜名分庁舎	湖西市新居町新居3447
静岡市保健所	静岡市葵区城東町24-1
静岡市保健所清水支所	静岡市清水区旭町6-8
浜松市保健所	浜松市中区鴨江2-11-2
浜松市保健所浜北支所	浜松市浜北区貴布祢3000

7 試験手数料 6,100円（静岡県収入証紙）

8 受験願書の受付期間

令和3年7月26日（月）から7月30日（金）まで

9 受験願書の受付場所

保健所、保健所支所及び保健所分庁舎

10 合格者の発表

令和3年11月25日（木）午前10時に各保健所、保健所支所、保健所分庁舎及び静岡県ホームページ（<http://www.pref.shizuoka.jp>）において、合格者の受験番号を掲示する。